

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT 東日本」という。)

代表取締役社長 山村 雅之

西日本電信電話株式会社(以下「NTT 西日本」という。)

代表取締役社長 村尾 和俊

(以下「NTT 東日本」及び「NTT 西日本」を「NTT 東西」という。)

2. 申請年月日

平成 24 年9月 26 日(水)

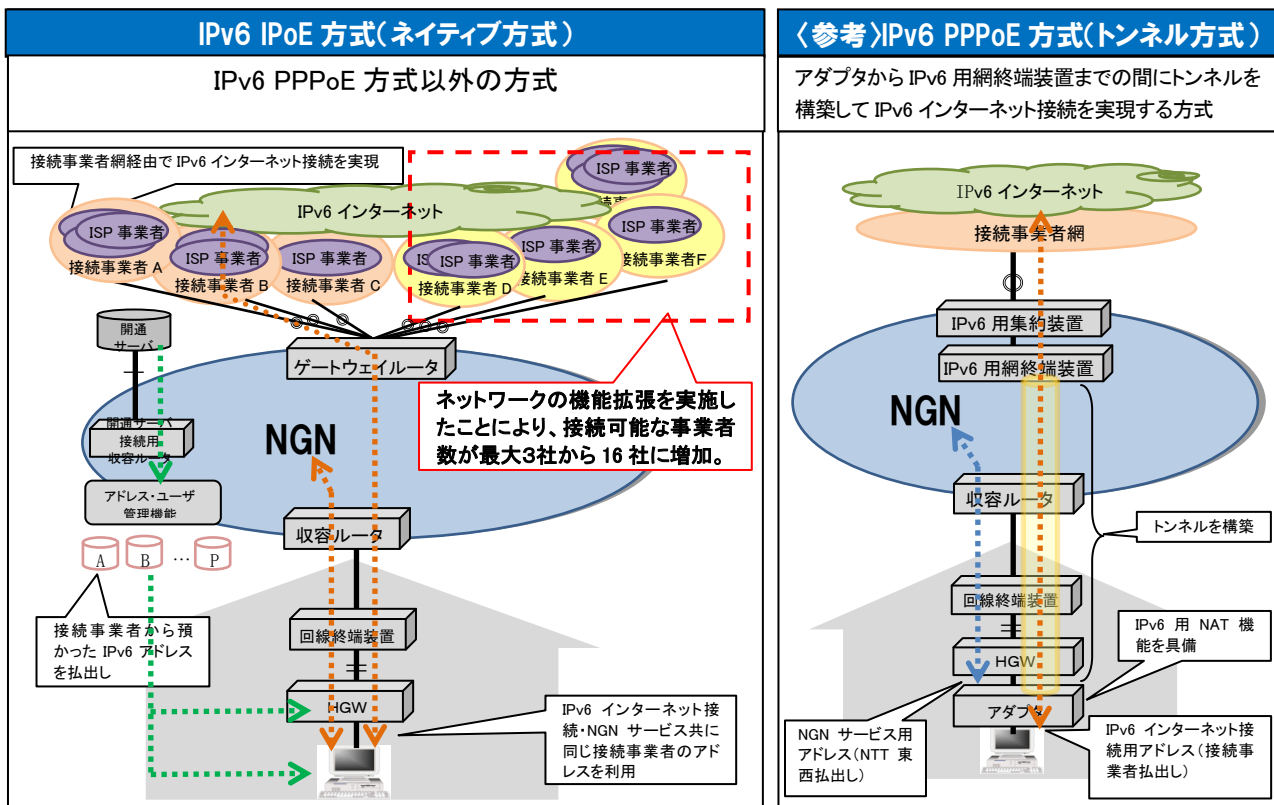
3. 実施予定期日

認可後、速やかに実施。

(ただし、今回新たにIPv6 IPoE方式(ネイティブ方式)による接続(以下「IPoE接続」という。)を行うこととなる事業者へのIPoE接続に係る機能(以下「IPoE接続機能」という。)の提供は、平成26年3月以降準備が整い次第実施。)

4. 概要

NTT東西のNGNにおいて、IPv6によりインターネット接続サービスを提供するための接続方式の1つであるIPoE接続について、接続開始当初、技術的な制約から、接続可能な事業者数が3社に制限されていたところ、新たな技術的措置を実施したことにより、IPoE接続を行う事業者(以下「IPoE接続事業者」という。)の最大数の増加が可能となったことから、IPoE接続に係る接続申込の承諾について接続約款の変更を行うものである。



II 主な変更内容

1. 経緯・背景

インターネット接続サービスに関し、日本国内におけるIPv4アドレスの在庫が枯渇する可能性があること¹から、IPv6への円滑な移行が求められているところ、NGNユーザに対するIPv6アドレスの払出しに関して発生することが懸念されるマルチプレフィックス問題²に対処するため、平成20年4月以降、NTT東西と関係団体・事業者の間で、ISP事業者からの要望を踏まえつつ、累次の協議が行われた。

平成21年5月、当該協議結果等を踏まえ、事業者からNTT東西にIPv6 PPPoE方式(トンネル方式)及びIPv6 IPoE方式(ネイティブ方式)の2方式による接続申込みが行われたことを受け、平成21年5月19日にNTT東西から総務大臣に対して接続約款の変更申請がなされ、平成21年8月6日に当該申請は認可された。平成23年7月に3事業者がIPoE接続によりIPv6によるインターネット接続サービスの提供を開始した。

この際、IPoE接続は、中継ルータの処理能力に制約があり、ひかり電話等のQoSサービスにおける故障発生時の品質劣化を回避するため、接続可能な事業者数は当面最大3社に限定されており、平成21年8月6日付け情報通信行政・郵政行政審議会答申(以下「平成21年8月6日付け答申」という。)において、「今後の技術の進展状況等を踏まえつつ、ネイティブ接続事業者の最大数をできる限り増加できるように検討を行うこと」が要望された。

今般、新たな技術的措置³を実施したことにより、IPoE接続事業者の最大数の増加が可能となったことから、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第33条第2項の規定に基づき、接続約款の変更を行うもの。

なお、今回の申請案では、収容ルータの設定領域に上限があることから、IPoE接続事業者の最大数は16社(既にIPoE接続を行っている3事業者(以下「既存IPoE接続事業者」という。)を含む。)に制限されている。

¹ 平成23年4月15日、アジア太平洋地域にIPアドレスを分配しているAPNIC及び我が国のIPアドレスを管理するJPNICにおいてIPv4アドレスの在庫が枯渇。各ISP、データセンター事業者等の在庫のみとなった。

² NGNユーザに対し、NTT東西が払い出す閉域網内サービス用のIPv6アドレスと、ISP事業者が払い出すインターネット接続サービス用のIPv6アドレスの2つのアドレスが払い出されることとなるため、インターネット接続サービスを利用する際に、送信元アドレスとして閉域網内サービス用のIPv6アドレスが誤選択されると、パケットロスが発生するなど、通信に不具合が生じることとなる。

³ これまで①中継ルータ間及び②中継ルータ～収容ルータ間で、それぞれ独自に故障検知を行っていたところ、確認間隔が短い中継ルータ間(①)の故障検知結果を中継ルータ～収容ルータ間(②)へ通知することにより、故障検出時間を短縮し、これにより従来の技術的な制約が緩和された。

2. 概要

(1) IPoE 接続機能に係る接続料(網改造料)

1) 基本的考え方

第一種指定電気通信設備については、できる限り多くの事業者が利用の公平性が確保された形で、適切な条件により利用可能であることが必要であることを踏まえ、通常求められるような様々な形態を許容するネットワークを前提として、多くの事業者にとって具わっていることが必要な「基本的な接続機能」については、その費用は接続料原価に算入されることとされている。

これに基づき、平成21年8月6日付け答申においては、IPv6 PPPoE方式(トンネル方式)による接続については『接続可能な事業者数に制限のない接続形態であること等から、多くの接続事業者に具わっていることが必要な「基本的な接続機能」に位置づけることが適当』との考え方が示されており、その費用は接続料原価に算入されることとされている。他方、IPoE接続については、『接続可能な事業者数が当面最大3社に制限され、誰もが提供可能な接続形態とは言えず、「基本的な接続機能」とは考えられない』との考え方が示されており、その費用は接続事業者の個別負担となる網改造料と整理されている。

2) 本申請における考え方

今般、新たな技術的措置を実施したことにより、IPoE 接続事業者の最大数の増加が可能となったところであるが、依然として接続可能な事業者数には制限があることから、IPoE 接続機能は個別的に用いる機能であり、「基本的な接続機能」ではないとする考え方は、引き続き妥当なものと考えられる。

このため、IPoE 接続機能の実現のために必要な費用は、引き続き接続料原価に算入せず、IPoE 接続事業者が網改造料として負担することとしている。

3) 網改造料の各事業者への案分

この際、当該費用は、具体的には、NTT 東西と既存 IPoE 接続事業者及び今回新たに IPoE 接続を行うこととなる事業者(以下「新規 IPoE 接続事業者」という。)の間で、ユーザ数、使用ポート数等に基づき、分担されることになる。案分方法の詳細は、(2)の選定が行われた後、関係事業者間の協議を踏まえ、決定されることとなる。

なお、NTT 東西と既存 IPoE 接続事業者間の現在の費用分担は以下のとおり。

- ① IPv6 インターネット接続機能に固有に必要な設備(ゲートウェイルータ等)等の費用は、IPoE 接続事業者の負担とし、IPoE 接続事業者間の負担割合は、ユーザ数等で分担
- ② IPv6 インターネット接続機能と NTT 東西の網内折返し機能の提供に共通的に必要な設備等の費用(IPoE 接続に必要な既存機能への追加開発費用等)は、各 IPoE 接続事業者のユーザ数及び網内折返し機能に係るユーザ数に基づき、IPoE 接続事業者と NTT 東西の間で分担

(2) IPoE 接続事業者の選定手続・基準

IPoE 接続の導入に当たっては、IPoE 接続事業者は、技術的な制約から、当面最大3社に制限されるため、3社を超えて接続申込が行われた場合に3社を選定する基準等が規定された。

今般の IPoE 接続事業者の最大数の増加に当たっても、別の技術的な制約から、NGN に直接接続可能な事業者は最大 16 社に制限されるため、IPoE 接続事業者の選定は、以下の手続・基準により行うこととしている。

- ① NTT 東西は、一定の期日(平成 24 年 12 月下旬目途)までに、IPoE 接続を行おうとする事業者からの接続申込みを受付
- ② 既存 IPoE 接続事業者数と接続申込み事業者数の合計が 17 以上に達しているときは、接続申込みを行った事業者(以下「IPoE 接続事業者(候補)」という。)は、受付期間経過後、NTT 東西からの通知に基づき、以下の数を NTT 東西に報告。

当該 IPoE 接続事業者(候補)に対し接続申込みが承諾されることを前提として接続協定(IPoE 接続機能により提供する接続機能に関するもの)の締結等に係る申込みを行った他事業者の「インターネット接続サービスの契約数」(以下「他事業者契約数」という。)及びその合計数

- ③ NTT 東西は、他事業者契約数の合計数の多い順番に IPoE 接続事業者を選定※(平成 25 年 1 月目途)

※ 他事業者契約数の合計数が同数のため IPoE 接続事業者の選定が行えない場合、当該 IPoE 接続事業者(候補)は、当該事業者の「インターネット接続サービスの契約数」を NTT 東西に報告し NTT 東西は、その契約数の多い順番に IPoE 接続事業者を選定

(3) 今後のスケジュール(予定)

	平成24年度						平成25年度
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
接続約款諮問・答申	諮問		意見募集		答申(予定)		
新規IPoE接続事業者の選定※1			受付期間終了		選定		
機能開発・検証						▶	
新規IPoE接続事業者 IPv6インターネット接続開始※2						開発等 契約締結	3月 ▲

※1 選定は、既存IPoE接続事業者数と接続申込みの数の合計が17社以上の場合に実施し、16社以下の場合は、受付期間経過後、受付順に承諾。以降、IPoE接続事業者数と承諾を受けた接続申込者数の合計が15社以下の場合は、接続申込みを16社に至るまで、受付順に承諾。

※2 平成25年4月以降に機能開発契約を締結した場合は、接続開始時期等は個別協議で調整。

(参考)IPoE 接続事業者の責務

IPoE 接続事業者との接続等は、他事業者が NGN を利用する上で不可欠であり、その事業展開上高い重要性を有することになるため、IPoE 接続事業者が、他事業者に対し不当な接続条件等を付したり、不当に差別的な取扱いを行う場合には、公正な競争環境での事業展開が困難となり、最終的には利用者利益が阻害される結果となる。

このため、接続約款において、当該 IPoE 接続事業者の責務として、以下の二つが遵守すべき事項として定められるとともに、当該事項に違反したと総務大臣が認めた場合には、NTT 東西は、接続の停止や協定の解除を行うことがある旨が定められており、今回の接続約款変更においても、その点は維持されている。

- ① 事業者に対して不当な接続等の条件を付さないこと
- ② 特定の電気通信事業者に対して不当に差別的な取扱いを行わないこと